

119 岡村輝彦法律書籍閲覧許可に付上申

〔明治十四年六月十三日〕

綜理 同補 (服部二三)
(花押)

記録掛 (五十嵐恭次)
㊦

別紙之通岡村輝彦の法律書籍閲覧之義願出候ニ付而ハ許可相成義
ニ候ハ、例規之通御指令可相成哉

十四年六月十三日

私儀英国法律取調度処法律書不充分ニ而困却仕居候間当大学三
学部図書館ニ於テ法律書籍閲覧御許容被下度此段奉願候也

明治十四年六月十三日

上六番町四拾番地寓東京府土族

岡村輝彦 ㊦

東京大学三学部総理 加藤弘之殿

〔校中往復〕明治十四年分式冊之内甲号、㊦D3〕